

大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項

制 定 昭53. 5. 1 局長決
最近改正 令3. 4. 9 局長決

(通 則)

第1条 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年大阪市規則第32号。以下「規則」という。）に基づく土木建築に関する工事又は測量の前払金の事務取扱については、別に定めるものほか、本要項によるものとする。

第2条 削除

(前払の率等)

第3条 規則第2条の規定による前払金の率は、当分の間、同条第1項第1号に掲げるものについては請負代金額の4割、又同条第1項第2号及び第3号に掲げるものについては請負代金額の3割、同条第2項に掲げるもの（以下「中間前払金」という。）については請負代金額の2割（ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は請負代金額の6割を超えないものとする。）とする。

(前払の適用除外)

第4条 前第3条の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ、又は前払金を支払わないことができる。

(前払率等の明示)

第5条 第3条に定める前払金の率等は、入札公告、指名通知書又は見積書に記載して明示する。

(中間前払金に係る認定)

第6条 中間前払金を支払うにあたっては、あらかじめ、当該工事が、規則第2条第2項の要件に該当することについての認定をしなければならない。

2 前項の認定を行うにあたっては、受注者に認定請求書（様式1）及び工事履行報告書（様式2）の提出を求めるものとする。

3 前項に定める書類の提出があった場合には、直ちに認定を行い、その結果が妥当と認められるときは、認定調書（様式3）により受注者に通知するものとする。

(余裕期間制度活用工事に係る契約の取扱い)

第6条の2 余裕期間制度活用工事における前払金は、着工日以降に支払い手続きをおこなうことができる。

(債務負担行為に係る契約の取扱)

第7条 規則第3条第1項に規定する契約を締結する場合における第3条の規定の適用については、同規定中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、契約締結年度の翌年度以降に当初前払金を支払うにあたっては、当該工事が、規則第3条第3項に定める出来高予定額に達していることについての認定をしなければならない。ただし、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこの限りでない。

3 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(前払工事の特約事項)

第8条 前払金を支払う工事等の請負契約書（契約約款を含む。）には、次に掲げる特約事項を記載するものとする。

- (1) 第3条に定める率により前払いをすること
- (2) 前払金は、受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、かつ、その保証書を局長に提出した後に支払うこと
- (3) 中間前払金の認定手続に関すること

- (4) 規則第3条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること
- (5) 工事等の部分払をするときは、大阪市水道局契約規程第45条第3項の規定により支払うこと
- (6) 前払金を当該請負工事等の材料費、労賃、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却させる割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、その他必要な経費以外の支払に充当してはならないこと
- (7) 請負契約を解除したときは、当該工事等の出来高部分に相応する請負代金額と支払済の前払金額とを相殺し、前払金になお余剰があるときは、その余剰額を返還させること
- (8) 債務負担行為にかかる契約にあっては、前各号に掲げるもののほか、各会計年度における請負代金の支払いの限度額、支払限度額に対応する出来高予定額、各会計年度における前払金の支払い方法等に関すること
- (9) その他必要な事項

（前払金の整理）

第9条 前払金の整理については、部分払のつど、前払金精算額を部分払金額から差引いて行うものとする。

（規則の適用に伴う読み替え）

第10条 規則第2条第2項（4）中「大阪市契約規則第55条第2項に規定する部分払」とあるのは、「大阪市水道局契約規程第45条第3項に規定する部分払い」と読み替える。

附 則

この要項は、昭和53年5月1日から実施する。

附 則

この要項は、昭和56年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、昭和58年9月14日から実施する。

附 則

この要項は、昭和63年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。

2 改正後の大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの改正事項の実施の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、平成26年7月1日から実施する。

2 改正後の大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの改正事項の実施の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約について

は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正規定は、令和3年4月9日から施行する。

認定請求書

令和 年 月 日

(あて先) 水道局長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

下記の工事について（中間）前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工事名						
工事場所						
工期	年 月 日 から			年 月 日 まで		
請負代金額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 (金			円 円 ※)		
摘要	要 令和 年度 (当初・中間) 前払金					

- (注) 1 認定資料として様式2の工事履行報告書もしくは工事請負契約書第12条に基づく工事履行報告書を添付してください。
- 2 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後について記入してください。
- 3 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみご記入ください。
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除してください。
- 4 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をしてください。

工事履行報告書

令和 年 月末現在

受注者及び

現場代理人 :

工事名			
契約金額(年割額)	円()		
工期	年月日から	年月日	
月別	予定工程 工種(または工事内容) [] [%]	実施工率 % ()	備考
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	
年月		% ()	

注1) 予定工程は完成までの月間予定として作業工種と工事進捗率を記入。

なお、工種が多い場合は、施工予定位置(数量含)と工種をまとめて表現できる
内容を記入。

また、[]には変更後の工程を記入。

注2) 実施工率は当該報告月までの工事進捗率を記入し、には、予定工程と実施工率
の差とその理由等を記入。

注3) 複数年契約は契約金額欄に特約条項の各年出来高予定額(消費税等の額含む)を記入。

監督職員	補助監督員	監督補助者

(様式3)

認定調書

令和 年 月 日

様

水道局長

下記の工事についてその進捗を調査したところ、(中間)前払金をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工事名					
工事場所					
工期	年 月 日 から		年 月 日 まで		
請負代金額 (当該会計年度の出来高予定額※)	金 (金)		円 円 ※)		
摘要	令和 年度 (当初・中間) 前払金				

- (注) 1 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後の工期・金額を記入
2 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみ記入(ただし、
今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額
を控除した額)
3 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をすること